

製品起因による事故ではないと判断した案件

該当事案無し

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200351 平成24年7月31日(福島県) 平成24年8月10日	石油給湯機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。	●当該事業者は、当該製品内部が焼損していたため、重大製品事故の報告を行った。その後、消防による調査の結果、当該製品の内部部品のみ焼損であり、周辺被害もないことから、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	製造から15年以上経過した製品
2	A201200504 平成24年9月15日(滋賀県) 平成24年10月10日	携帯型音楽プレイヤー	(火災) 当該製品をパソコンに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●重大製品事故の報告をした事業者と消防による合同調査の結果、当該製品の製造事業者は特定できないと判断された。このため、当該事業者が報告義務者でなかったと判断した。	
3	A201200849 平成25年1月10日(和歌山県) 平成25年1月31日	デスクトップパソコン	(重傷1名) 幼児(1歳)が当該製品のキーボードと机の隙間で指を負傷した。	●当該事業者は被害者側から聞き取りを行い、申告状況から30日以上治療期間を要すると判断し重大製品事故の報告を行った。しかしながら、被害者側から診断書を受領したところ、30日未満であったことが判明した。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	
4	A201300001 平成25年3月9日(京都府) 平成25年4月1日	電気カーペット	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、当該製品の使用中発煙した旨の情報から、重大製品事故の報告を行った。その後、消防による調査の結果、当該製品の内部部品のみ焼損であり、周辺被害もないことから、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	